

利用料金の減免基準

1 動物公園

| 減免の対象 | 減免額 | 備考 |
|---|-------------------------|----|
| 1 公の団体又は営利を目的としない団体が公益上の目的のために動物公園に入園するとき。 | 動物公園及び有料駐車場に係る利用料金の全額 | |
| 2 社会福祉施設に入所している者が引率されて動物公園に入園するとき。 | 動物公園及び有料駐車場に係る利用料金の全額 | |
| 3 市の主催する行事に参加する者が動物公園に入園するとき。 | 動物公園に係る利用料金の全額 | |
| 4 原爆障害者章、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳、特定医療費（指定難病）受給者証又は小児慢性特定疾病医療受給者証の交付を受けている者が、当該原爆障害者章、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳、特定医療費（指定難病）受給者証又は小児慢性特定疾病医療受給者証を提示して動物公園に入園するとき。 | 動物公園に係る利用料金の全額 | |
| 5 小学校、中学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部に在学する者が、動物公園に入園するとき。 | 動物公園に係る利用料金の全額 | |
| 6 65歳以上の者であることを確認できる公的証明書（健康保険証、運転免許証等）を提示して、動物公園に入園するとき。 | 動物公園に係る利用料金の小人料金の額を超える額 | |
| 7 社会福祉施設に入所している者の施設の行事の引率者として動物公園に入園するとき。 | 動物公園及び有料駐車場に係る利用料金の全額 | |
| 8 市内の小学校、中学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部における学校教育活動として児童又は生徒の引率者が動物公園に入園するとき。 | 動物公園に係る利用料金の全額 | |
| 9 市内の保育園児、幼稚園児又は認可外保育施設（一時的利用者だけの施設を除き、広島市に運営状況の報告をしている施設のみ）の園児の引率者が保育園、幼稚園又は認可外保育施設の行事として動物公園に入園するとき。 | 動物公園に係る利用料金の全額 | |
| 10 原爆障害者章、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳、特定医療費（指定難病）受給者証又は小児慢性特定疾病医療受給者証の交付を受けている者の介添者として動物公園に入園するとき。 | 動物公園に係る利用料金の全額 | |
| 11 65歳以上の者の介添者として動物公園に入園するとき。 | 動物公園に係る利用料金の小人料金の額を超える額 | |

| 減免の対象 | 減免額 | 備考 |
|---|--------------------------------|----|
| 12 「こどもの日」に高等学校、中等教育学校の後期課程又は特別支援学校の高等部に在学する者及びこれら以外の者で15歳に達する日の翌日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までにある者（5に該当する者を除く。）が動物公園に入園するとき。 | 動物公園に係る利用料金の全額 | |
| 13 「文化の日」に動物公園に入園するとき。 | 動物公園に係る利用料金の全額 | |
| 14 土曜日（国民の祝日に関する法律に規定する休日又は広島市立学校の夏季、冬季若しくは春季休業日にあたる時を除く。）に高等学校、中等教育学校の後期課程又は特別支援学校の高等部に在学する者及びこれら以外の者で15歳に達する日の翌日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までにある者（5に該当する者を除く。）が動物公園に入園するとき。 | 動物公園に係る利用料金の全額 | |
| 15 留学生・就学生が所属する大学等の発行する学生証、在学証等（公益財団法人ひろしま国際センターの発行する「県内文化施設等優待カード」を含む。）を提示して動物公園に入園するとき。 | 動物公園に係る利用料金の全額 | |
| 16 次のいずれかに該当する者が、自ら車両（普通自動車に限る。以下同じ。）を運転し、又は介護者の運転する車両に同乗して有料駐車場を利用するとき。 (1) 身体障害者手帳の交付を受けた者のうち、障害の程度が身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級又は2級に該当するもの。 (2) 療育手帳の交付を受けている者のうち、同手帳の障害程度の記載欄に㊸又はAと記載されたもの。 (3) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者のうち、同手帳の障害等級の記載欄に1級と記載されたもの。 (4) 広島県道路交通法施行細則（昭和35年12月13日公安委員会規則第15号）第3条の6第1項第13号に規定する標章を当該車両に掲示しているもの。 | 有料駐車場に係る利用料金の全額 | |
| 17 65歳以上の者であることを確認できる公的証明書（健康保険証、運転免許証等）を提示して、動物公園等に係る年間共通券の発行を受けるとき。 | 動物公園等に係る年間共通券の利用料金の小人料金の額を超える額 | |

| 減免の対象 | 減免額 | 備考 |
|--|--|---------------------------------|
| 18 ASAZOOボランティア等が、ボランティア活動のために動物公園に入園するとき。 | 動物公園及び有料駐車場に係る利用料金の全額 | |
| 19 広島動物愛好会会員が、例会に参加するために動物公園に入園するとき。 | 動物公園に係る利用料金の全額 | |
| 20 イベント協力者が、当該イベントの実施を目的として動物公園に入園するとき。 | 動物公園及び有料駐車場に係る利用料金の全額 | わくわく動物園！夏休み思い出作り、動物たちと消防の写生大会など |
| 21 展示協力者（コンクール等の入賞作品展を除く。）が、当該展示の管理等を目的として動物公園に入園するとき。 | 動物公園及び有料駐車場に係る利用料金の全額 | 市民公募展 |
| 22 コンクール等の入賞者が、作品展の見学又は表彰式への参加を目的として動物公園に入園するとき。 | 動物公園に係る利用料金の全額（1回に限る。） | 動物写真コンクール、動物たちと消防の写生大会など |
| 23 動物愛称命名者が、当該命名式に出席することを目的として動物公園に入園するとき。 | 動物公園及び有料駐車場に係る利用料金の全額 | |
| 24 寄付者等の事業協力者が、協会が招待するイベントに参加することを目的として動物公園に入園するとき。 | 動物公園及び有料駐車場に係る利用料金の全額 | 寄付者等 |
| 25 社会福祉の向上を目的として協会が実施するイベントに参加する者が動物公園に入園するとき。 | 動物公園及び有料駐車場に係る利用料金の全額 | ドリームナイト・アット・ザ・ズー |
| 26 他都市動物園等関係者が、施設の視察等を目的として動物公園に入園するとき。 | 動物公園及び有料駐車場に係る利用料金の全額 | |
| 27 協会の主催する動物及び動物園に関する会議への参加を目的として動物公園に入園するとき。 | 動物公園及び有料駐車場に係る利用料金の全額 | (公社)日本動物園水族館協会等 |
| 28 「お客様感謝デー」に動物公園に入園するとき。 | 動物公園に係る利用料金の全額 | |
| 29 団体の引率者が、施設の確認等を目的として、利用日前に動物公園に入園するとき。 | 動物公園及び有料駐車場に係る利用料金の全額 | 幼稚園・保育園、小学校、社会福祉施設、子ども会等 |
| 30 検札印のある「広島市交通科学館」の観覧券を提示して、動物公園に入園するとき。 | 動物公園に係る個人で入園する場合の利用料金から30人以上の団体で入園する場合の利用料金を差し引いた額 | |

2 植物公園

| 減免の対象 | 減免額 | 備考 |
|---|-----------------------|----|
| 1 公の団体又は営利を目的としない団体が公益上の目的のために公園を利用するとき。 | 植物公園及び有料駐車場に係る利用料金の全額 | |
| 2 社会福祉施設に入所している者が引率されて植物公園又は有料駐車場を利用するとき。 | 植物公園及び有料駐車場に係る利用料金の全額 | |
| 3 市の主催する行事に参加する者が植物公園を利用するとき。 | 植物公園に係る利用料金の全額 | |
| 4 原爆障害者章、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳、特定医療費（指定難病）受給者証又は小児慢性特定疾病医療受給者証の交付を受けている者が、当該原爆障害者章、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳、特定医療費（指定難病）受給者証又は小児慢性特定疾病医療受給者証を提示して植物公園を利用するとき。 | 植物公園に係る利用料金の全額 | |
| 5 小学校、中学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部に在学する者が、植物公園を利用するとき。 | 植物公園に係る利用料金の全額 | |
| 6 65歳以上の者であることを確認できる公的証明書（健康保険証、運転免許証等）を提示して、植物公園を利用するとき。 | 植物公園に係る利用料金の小料金を超える額 | |
| 7 社会福祉施設に入所している者の施設の行事の引率者として植物公園又は有料駐車場を利用するとき。 | 植物公園及び有料駐車場に係る利用料金の全額 | |
| 8 市内の小学校、中学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部における学校教育活動として児童又は生徒の引率者が植物公園を利用するとき。 | 植物公園に係る利用料金の全額 | |
| 9 市内の保育園児、幼稚園児又は認可外保育施設（一時的利用者のみの施設を除き、広島市に運営状況の報告をしている施設のみ）の園児の引率者が保育園、幼稚園又は認可外保育施設の行事として植物公園を利用するとき。 | 植物公園に係る利用料金の全額 | |
| 10 原爆障害者章、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳、特定医療費（指定難病）受給者証又は | 植物公園に係る利用料金の全額 | |

| 減免の対象 | 減免額 | 備考 |
|--|-----------------------|----|
| 小児慢性特定疾病医療受給者証の交付を受けている者の介添者として植物公園を利用するとき。 | | |
| 11 65歳以上の者の介添者として植物公園に入園するとき。 | 植物公園に係る利用料金の小入料金を超える額 | |
| 12 「こどもの日」に高等学校、中等教育学校の後期課程又は特別支援学校の高等部に在学する者及びこれら以外の者で15歳に達する日の翌日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者（5に該当する者を除く。）が植物公園に入園するとき。 | 植物公園に係る利用料金の全額 | |
| 13 「みどりの日」に植物公園を利用するとき。 | 植物公園に係る利用料金の全額 | |
| 14 「文化の日」に植物公園を利用するとき。 | 植物公園に係る利用料金の全額 | |
| 15 土曜日（国民の祝日に関する法律に規定する休日又は広島市立学校の夏季、冬季若しくは春季休業日にあたるものを除く。）に高等学校、中等教育学校の後期課程又は特別支援学校の高等部に在学する者及びこれら以外の者で15歳に達する日の翌日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者（5に該当する者を除く。）が植物公園を利用するとき。 | 植物公園に係る利用料金の全額 | |
| 16 留学生・就学生が所属する大学等の発行する学生証、在学証等（公益財団法人ひろしま国際センターの発行する「県内文化施設等優待カード」を含む。）を提示して植物公園を利用するとき。 | 植物公園に係る利用料金の全額 | |
| 17 次のいずれかに該当する者が、自ら車両（普通自動車に限る。以下同じ。）を運転し、又は介護者の運転する車両に同乗して有料駐車場を利用するとき。 (1) 身体障害者手帳の交付を受けた者のうち、障害の程度が身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級又は2級に該当するもの。 (2) 療育手帳の交付を受けている者のうち、同手帳の障害程度の記載欄に㊸又はAと記載されたもの。 (3) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受 | 有料駐車場に係る利用料金の全額 | |

| 減 免 の 対 象 | 減 免 額 | 備 考 |
|--|---------------------------------------|--|
| <p>けている者のうち、同手帳の障害等級の記載欄に1級と記載されたもの。</p> <p>(4) 広島県道路交通法施行細則（昭和35年12月13日公安委員会規則第15号）第3条の6第1項第13号に規定する標章を当該車両に掲示しているもの。</p> | | |
| <p>18 65歳以上の者であることを確認できる公的証明書（健康保険証、運転免許証等）を提示して、植物公園等に係る年間共通券の発行を受けるとき。</p> | <p>植物公園等に係る年間共通券の利用料金の小人料金の額を超える額</p> | |
| <p>19 ボランティアが、ボランティア活動のために植物公園を利用するとき。</p> | <p>植物公園及び有料駐車場に係る利用料金の全額</p> | |
| <p>20 学校教育・社会教育への協力を目的として協会が実施するイベントに参加する者が植物公園を利用するとき。</p> | <p>植物公園に係る利用料金の全額</p> | |
| <p>21 イベント協力者が、当該イベントの実施を目的として植物公園を利用するとき。</p> | <p>植物公園及び有料駐車場に係る利用料金の全額</p> | <p>コンサート、クラフト教室、写生大会、販売出店者など</p> |
| <p>22 展示共催者及び展示協力者（コンクール等の出品者を含む。ただし、写生大会は除く。）が、当該展示の管理等を目的として植物公園を利用するとき。</p> | <p>植物公園及び有料駐車場に係る利用料金の全額</p> | <p>各種展示会（主催展示・共催展示）、展示会打ち合わせ、植物写真コンテスト、ガーデニングコンテスト</p> |
| <p>23 コンクール等の入賞者が、表彰式への参加を目的として植物公園を利用するとき。</p> | <p>植物公園及び有料駐車場に係る利用料金の全額</p> | |
| <p>24 寄付者等の事業協力者が、協会が招待するイベントに参加することを目的として植物公園を利用するとき。</p> | <p>植物公園及び有料駐車場に係る利用料金の全額</p> | |
| <p>25 社会福祉の向上を目的として協会が実施するイベントに参加する者が植物公園を利用するとき。</p> | <p>植物公園及び有料駐車場に係る利用料金の全額</p> | |
| <p>26 他都市植物園等関係者が、施設の視察等を目的として植物公園を利用するとき。</p> | <p>植物公園及び有料駐車場に係る利用料金の全額</p> | |
| <p>27 協会の主催する植物及び植物園に関する会議への参加を目的として植物公園を利用するとき。</p> | <p>植物公園及び有料駐車場に係る利用料金の全額</p> | <p>(社)日本植物園協会等</p> |
| <p>28 「秋のグリーンフェア」期間中に植物公園を利用するとき。</p> | <p>植物公園に係る利用料金の全額</p> | |

| 減 免 の 対 象 | 減 免 額 | 備 考 |
|---|--------------------------------|----------------------------------|
| 29 団体の引率者が、施設の確認等を目的として、利用日前に植物公園を利用するとき。 | 植物公園及び有料駐車場に係る利用料金の全額 | 幼稚園・保育園、小学校、社会福祉施設、子ども会等（遠足等の下見） |
| 30 65歳以上の者の介添者として、植物公園等に係る年間共通券の発行を受けるとき。 ただし、当該年間共通券による入園をすることができるのは、65歳以上の者の介添者として植物公園等に入園するときに限る。 | 植物公園等に係る年間共通券の利用料金の小人料金の額を超える額 | |

3 昆虫館

| 減免の対象 | 減 免 額 | 備 考 |
|---|------------------|-----|
| 1 公の団体又は営利を目的としない団体が公益上の目的のために昆虫館に入館するとき。 | 利用料金の全額 | |
| 2 社会福祉施設に入所している者が引率されて昆虫館に入館するとき。 | 利用料金の全額 | |
| 3 市の主催する行事に参加する者が昆虫館に入館するとき。 | 利用料金の全額 | |
| 4 原爆障害者章、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳、特定医療費（指定難病）受給者証又は小児慢性特定疾病医療受給者証の交付を受けている者が当該原爆障害者章、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳、特定医療費（指定難病）受給者証又は小児慢性特定疾病医療受給者証を提示して昆虫館に入館するとき。 | 利用料金の全額 | |
| 5 小学校、中学校及び中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校の小学部及び中学部に在学する者が、昆虫館に入館するとき。 | 利用料金の全額 | |
| 6 65歳以上の者であることを確認できる公的証明書（健康保険証、運転免許証等）を提示して昆虫館に入館するとき。 | 利用料金の小人料金の額を超える額 | |
| 7 社会福祉施設に入所している者の施設の行事の引率者として昆虫館に入館するとき。 | 利用料金の全額 | |
| 8 市内の小学校、中学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部における学校教育活動として児童又は生徒の引率者が昆虫館に入館するとき。 | 利用料金の全額 | |
| 9 市内の保育園児、幼稚園児又は認可外保育施設（一時的利用者以外の施設を除き、広島市に運営状況の報告をしている施設のみ）の園児の引率者が保育園、幼稚園又は認可外保育施設の行事として昆虫館に入館するとき。 | 利用料金の全額 | |
| 10 原爆障害者章、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳、特定医療費（指定難病）受給者証又は小児慢性特定疾病医療受給者証の交付を受けている者の介添者として昆虫館に入館するとき。 | 利用料金の全額 | |
| 11 「こどもの日」に高等学校、中等教育学校の後期課程又は特別支援学校の高等部に在学する者及びこれら以外の者で15歳に達する日の翌日から18歳に達す | 利用料金の全額 | |

| | | |
|--|-------------------------------|--------------------|
| る日以後の最初の3月31日までの間にある者（5に該当する者を除く。）が昆虫館に入館するとき。 | | |
| 12 「みどりの日」に昆虫館に入館するとき。 | 利用料金の全額 | |
| 13 「文化の日」に昆虫館に入館するとき。 | 利用料金の全額 | |
| 14 土曜日（国民の祝日に関する法律に規定する休日又は広島市立学校の夏季、冬季若しくは春季休業日にあたる時を除く。）に高等学校、中等教育学校の後期課程又は特別支援学校の高等部に在学する者及びこれら以外の者で15歳に達する日の翌日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者（5に該当する者を除く。）が昆虫館に入館するとき。 | 利用料金の全額 | |
| 15 留学生・就学生が所属する大学等の発行する学生証、在学証等（公益財団法人ひろしま国際センターの発行する「県内文化施設等優待カード」を含む。）を提示して、昆虫館に入館するとき。 | 利用料金の全額 | |
| 16 65歳以上の者の介添者として昆虫館に入館するとき。 | 利用料金の小人料金の額を超える額 | |
| 17 65歳以上の者であることを確認できる公的証明書（健康保険証、運転免許証等）を提示して、昆虫館等に係る年間共通券の発行を受けるとき。 | 昆虫館等に係る年間共通券の利用料金の小人料金の額を超える額 | |
| 18 65歳以上の者の介添者として昆虫館等に係る年間共通券の発行を受けるとき。ただし、当該年間共通券による入館をすることができるのは、65歳以上の者の介添者として昆虫館等に入館するときに限る。 | 昆虫館等に係る年間共通券の利用料金の小人料金の額を超える額 | |
| 19 昆虫館ボランティアが、ボランティア活動のために昆虫館に入館するとき。 | 昆虫館に係る利用料金の全額 | |
| 20 イベント協力者が、当該イベントの実施を目的として昆虫館に入館するとき。 | 昆虫館に係る利用料金の全額 | |
| 21 展示協力者が、当該イベントの実施を目的として昆虫館に入館するとき。 | 昆虫館に係る利用料金の全額 | |
| 22 コンクール等の入賞者が、表彰式への参加を目的として昆虫館に入館するとき。 | 昆虫館に係る利用料金の全額 | むしむし写真コンテスト等の表彰式 |
| 23 寄付者等の事業協力者が、協会が招待するイベントに参加することを目的として昆虫館に入館するとき。 | 昆虫館に係る利用料金の全額 | |
| 24 学校教育・社会教育への協力を目的として協会が実施するイベント又は実習に参加する者が昆虫館に入館するとき。 | 昆虫館に係る利用料金の全額 | 中学校の職場体験、大学の博物館実習等 |

| | | |
|--|---------------|---------------------------|
| 25 他都市昆虫館等の関係者が、施設の視察等を目的として昆虫館に入館するとき。 | 昆虫館に係る利用料金の全額 | |
| 26 協会の主催する昆虫及び昆虫館に関する会議への参加を目的として昆虫館に入館するとき。 | 昆虫館に係る利用料金の全額 | |
| 27 団体の引率者が、施設の確認等を目的として、利用日前に昆虫館に入館するとき。 | 昆虫館に係る利用料金の全額 | 幼稚園・保育園、小学校、社会福祉施設、子ども会等。 |

[公益財団法人広島市みどり生きもの協会設定分]

| 減免の対象 | 減免額 | 備考 |
|--|---------------|---------------------------|
| 1 昆虫館ボランティアが、ボランティア活動のために昆虫館に入館するとき。 | 昆虫館に係る利用料金の全額 | |
| 2 イベント協力者が、当該イベントの実施を目的として昆虫館に入館するとき。 | 昆虫館に係る利用料金の全額 | |
| 3 展示協力者が、当該イベントの実施を目的として昆虫館に入館するとき。 | 昆虫館に係る利用料金の全額 | |
| 4 コンクール等の入賞者が、表彰式への参加を目的として昆虫館に入館するとき。 | 昆虫館に係る利用料金の全額 | むしむし写真コンテスト等の表彰式 |
| 5 寄付者等の事業協力者が、協会が招待するイベントに参加することを目的として昆虫館に入館するとき。 | 昆虫館に係る利用料金の全額 | |
| 6 学校教育・社会教育への協力を目的として協会が実施するイベント又は実習に参加する者が昆虫館に入館するとき。 | 昆虫館に係る利用料金の全額 | 中学校の職場体験、大学の博物館実習等 |
| 7 他都市昆虫館等の関係者が、施設の視察等を目的として昆虫館に入館するとき。 | 昆虫館に係る利用料金の全額 | |
| 8 協会の主催する昆虫及び昆虫館に関する会議への参加を目的として昆虫館に入館するとき。 | 昆虫館に係る利用料金の全額 | |
| 9 団体の引率者が、施設の確認等を目的として、利用日前に昆虫館に入館するとき。 | 昆虫館に係る利用料金の全額 | 幼稚園・保育園、小学校、社会福祉施設、子ども会等。 |

安佐動物公園使用可能クーポン一覧表

(単位：円)

| クーポン等の種類 | 区分(大人、小人等) | | 既定料金 | 割引額 | 支払料金 | 備考 |
|-------------------------|----------------|---------|------|------|-------|----|
| 広島市公益法人等職員互助会 | 大人(18歳以上65歳未満) | 年間パスポート | 1560 | 1000 | 560 | |
| | 大人(65歳以上)・小人 | 年間パスポート | 510 | 400 | 110 | |
| 市互助会 (JTB・えらべる倶楽部) | 大人(18歳以上65歳未満) | 個人入園券 | 510 | 500 | 10 | |
| | | 年間パスポート | 1560 | 500 | 1,060 | |
| | 大人(65歳以上)・小人 | 年間パスポート | 510 | 500 | 10 | |
| 広島県警察職員互助会 (福利厚生倶楽部) | 大人(18歳以上65歳未満) | 個人入園券 | 510 | 300 | 210 | |
| 広島県社会保険協会 | 大人(18歳以上65歳未満) | 個人入園券 | 510 | 300 | 210 | |
| | 大人(65歳以上)・小人 | 個人入園券 | 170 | 170 | 0 | |
| ドゥブレ (広島市中小企業勤労者共済) | 大人(18歳以上65歳未満) | 年間パスポート | 1560 | 300 | 1,260 | |
| | 大人(65歳以上)・小人 | 年間パスポート | 510 | 100 | 410 | |
| マツダ労働組合 | 大人(18歳以上65歳未満) | 個人入園券 | 510 | 100 | 410 | |
| | 大人(65歳以上)・小人 | 個人入園券 | 170 | 100 | 70 | |
| リロクラブ(中国電力) | 大人(18歳以上65歳未満) | 個人入園券 | 510 | 100 | 410 | |
| | 大人(65歳以上)・小人 | 個人入園券 | 170 | 100 | 70 | |

植物公園使用可能クーポン一覧表

(単位：円)

| クーポン等の種類 | 区分（大人、シニア等） | | 通常料金 | 割引額 | 支払料金 | 備考 |
|-------------------------|----------------|---------|-------|-------|-------|----|
| 広島市公益法人等職員互助会 | 大人（18歳以上65歳未満） | 年間パスポート | 1,560 | 1,000 | 560 | |
| | 大人（65歳以上）・小人 | 年間パスポート | 510 | 400 | 110 | |
| 市互助会 （JTB・えらべる倶楽部） | 大人（18歳以上65歳未満） | 個人入園券 | 510 | 500 | 10 | |
| | 大人（18歳以上65歳未満） | 年間パスポート | 1,560 | 500 | 1,060 | |
| | 大人（65歳以上）・小人 | 年間パスポート | 510 | 500 | 10 | |
| 広島県警察職員互助会 （福利厚生倶楽部） | 大人（18歳以上65歳未満） | 個人入園券 | 510 | 300 | 210 | |
| 広島県社会保険協会 | 大人（18歳以上65歳未満） | 個人入園券 | 510 | 300 | 210 | |
| | 大人（65歳以上） | 個人入園券 | 170 | 170 | 0 | |
| ドゥプレ （広島市中小企業勤労者共済） | 大人（18歳以上65歳未満） | 年間パスポート | 1,560 | 300 | 1,260 | |
| | 大人（65歳以上）・小人 | 年間パスポート | 510 | 100 | 410 | |

昆虫館使用可能クーポン一覧表

(単位：円)

| クーポン等の種類 | 区分(大人、小人等) | | 通常料金 | 割引額 | 支払料金 | 備考 |
|-------------------------|----------------|---------|-------|-------|-------|----|
| 広島市公益法人等職員互助会 | 大人(18歳以上65歳未満) | 年間パスポート | 1,560 | 1,000 | 560 | |
| | 大人(65歳以上)・小人 | 年間パスポート | 510 | 400 | 110 | |
| 市互助会 (JTB・えらべる倶楽部) | 大人(18歳以上65歳未満) | 個人入館券 | 510 | 500 | 10 | |
| | 大人(18歳以上65歳未満) | 年間パスポート | 1,560 | 500 | 1,060 | |
| | 大人(65歳以上)・小人 | 個人入館券 | 510 | 500 | 10 | |
| 広島県警察職員互助会 (福利厚生倶楽部) | 大人(18歳以上65歳未満) | 個人入館券 | 510 | 300 | 210 | |
| ドゥブレ (広島市中小企業勤労者共済) | 大人(18歳以上65歳未満) | 年間パスポート | 1,560 | 300 | 1,260 | |
| | 大人(65歳以上)・小人 | 年間パスポート | 510 | 100 | 410 | |
| マツダ労働組合 | 大人(18歳以上65歳未満) | 個人入館券 | 510 | 100 | 410 | |
| | 大人(65歳以上)・小人 | 個人入館券 | 170 | 100 | 70 | |